

第7章 御殿場市国土強靱化計画

第四次御殿場市総合計画後期基本計画は、御殿場市国土強靱化計画と一体的に策定しており、全編が御殿場市国土強靱化計画を兼ねています。

I. 国土強靱化の趣旨

「国土強靱化」とは、大規模自然災害や感染症拡大等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土計画・産業政策をも含めた総合的な対応を、将来を見据えながら行っていくものです。

II. 国土強靱化の背景

わが国では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災をはじめ、未曾有の大規模自然災害等に直面するたびに、その甚大な被害から繰り返し復旧・復興を果たしてきました。

しかしながら、近年の大規模台風などの自然災害は激甚化の一途を辿り、また、南海トラフを震源とする大地震や富士山噴火など大規模災害の発生も懸念されています。

こうしたことを踏まえ、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年 法律第95号）」（以下「基本法」）を制定し、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、同法第10条では、国土強靱化に関する取組の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、たとえどのような災害に直面したとしても、被害が致命的なものにならず、迅速に回復することができる「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済・社会システムを構築するための取組を推進することとしています。

また、基本法では地方公共団体の役割について、国土強靱化に関して地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することとしており、地方公共団体が国土強靱化を推進する第一歩として、地域の実情に合わせた「国土強靱化地域計画」を策定することを求めています。

本市においては、市民の生命・財産を守り、強くしなやかな国土を構築するため「御殿場市国土強靱化計画」を策定し、各分野における国土の強靱化に向けた指針とします。

III. 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

を基本目標とします。

なお、国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を進める上での基本的な方針」に則って取り組むこととします。

【参考】国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」の主な内容

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- 長期的な視野を持った計画的な取組
- 「自律・分散・協調」型国土の形成
- 社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化 など

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 「自助」「共助」及び「公助」の適切な組み合わせ
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫 など

(3) 効率的な施策の推進

- 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮した施策の重点化
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理 など

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮 など

IV. 御殿場市国土強靱化計画の位置づけ

御殿場市国土強靱化計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、国の国土強靱化基本計画及び静岡県が掲げる「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」との調和を図りつつ、本市における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。

本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化を推し進めるためには、市の施策全般にわたる横断的な取組が必要です。

そこで、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針である御殿場市総合計画と一体として策定することで、国土強靱化に向けた取組を推進していきます。

V. 対象とする災害・リスク

本市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ」「相模トラフ」を震源とする大規模地震と、富士山噴火の2つの災害を中心とし、近年、激甚化の一途を辿る大型台風などに起因する風水害、土砂災害、豪雪、また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスといったパンデミック（世界的大流行）を引き起こす感染症など、本市独自の視点で対象とする災害・リスクを設定しました。

VI. 計画の見直し

御殿場市国土強靱化計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し、県、県内市町及び関係機関等の動向、社会経済情勢等の変化、施策の進捗状況等を総合的に考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

なお、国土強靱化に向けた事業レベルの取組については、総合計画基本計画に示す各施策に係る実施計画を毎年度ローリングで見直していくことで、効果的な取組の推進を図ります。

VII. 脆弱性評価

本計画では、4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして71の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下の通り設定しました。

また、事前に備えるべき目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態の発生が予測される時期を「発生直後」「応急対応」「復旧」「復興」の4期に分類し、時間軸により整理しました。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	国の基本計画におけるプログラム
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な火山噴火による多数の死傷者の発生
	1-4	豪雨や大地震に伴う土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-5	暴風雪や豪雪による多数の死傷者の発生
	1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7	避難路における通行不能
	1-8	河川の大規模氾濫
	1-9	その他の異常気象による多数の死傷者の発生
	1-10	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築				
	3-6 交通安全の推進				
	6-2 活力ある土地利用の推進				
	6-3 面的な都市と拠点の整備	●	●		
	6-4 潤いのある都市環境の整備				
	6-5 すみやすい住宅・環境の整備				
	6-6 交通基盤の整備				
	3-1 危機管理体制の構築				
	3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	6-2 活力ある土地利用の推進				
○	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-6 交通安全の推進	●	●		
	6-6 交通基盤の整備				
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-3 治山・治水対策の充実				
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	7-7 広域連携の推進				
	3-1 危機管理体制の構築				
○	5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●		
	5-5 水環境の保全・活用				

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		国の基本計画におけるプログラム
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-3
	2-4	観光客等を含めた想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱	2-4
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-5
	2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生	2-6
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2-7
	2-8	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態	
	2-9	災害救助における活動拠点、資機材等の不足	
	2-10	富士山噴火の影響により、飛灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態	

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		国の基本計画におけるプログラム
	2-11	孤立することによる隣接自治体からの救援救助を受けられない事態	
	2-12	多数の災害関連死の発生	
	2-13	救助・捜索活動が多数発生し、遅延する事態	
	2-14	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態	
	2-15	消防団員の被災、道路の途絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難	
	2-16	住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生	
	2-17	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化	
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3-1
	3-2	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-3
	3-3	災害時における病院拠点施設の倒壊等	
	3-4	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺	
	3-5	甚大な被害を受けた近隣の市町村との相	

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 4-2 生涯学習と地域活動の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-5 健全な財政運営の推進	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		国の基本計画におけるプログラム
		互応援体制が麻痺	
	3-6	災害時の公助の絶対的不足	
	3-7	新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなど感染症のまん延による各機関の業務停止	
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4-1
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	4-2
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	4-3
	4-4	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態	
	4-5	コンピューターシステムの停止	
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン※の寸断等による地元企業の生産能力低下 ※ サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。供給連鎖。	5-1
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	5-2
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	5-5

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	7-7 広域連携の推進				
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-6 効率的な行政運営の推進	●	●		
○	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業・サービス業の振興 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業・サービス業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	●
	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●	●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		国の基本計画におけるプログラム
	5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	5-7
	5-5	食料等の安定供給の停滞	5-8
	5-6	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞	
	5-7	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と停滞	
	5-8	物流機能等の大幅な低下	
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（送配電設備等）や都市・天然ガス供給、石油、LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	6-1
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3
	6-4	地域交通網の長期間にわたる機能停止	6-4

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	1-4 活気ある商業・サービス業の振興 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
○	1-3 地域特性を生かした農林業の展開 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業・サービス業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
	1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-3 地域特性を生かした農林業の展開 1-4 活気ある商業・サービス業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●	●	●
○	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 5-5 水環境の保全・活用 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 5-5 水環境の保全・活用 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		国の基本計画におけるプログラム
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	6-5
	6-6	防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス燃料の供給停止	
	6-7	農工業用水の長期間にわたる機能停止	
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7-1
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	7-3
	7-3	防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-4
	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃	7-6
	7-5	住宅供給困難状態が継続することによる長期にわたる避難生活	
	7-6	避難所生活が継続した際の感染症のまん延	
	7-7	消防力低下等により大規模火災に拡大する事態	
	7-8	火山噴火による地域社会への甚大な影響	

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上				
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
	1-3 地域特性を生かした農林業の展開 1-5 活力ある工業の振興	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●	●	
○	1-3 地域特性を生かした農林業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●	●	
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		国の基本計画におけるプログラム
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1
	8-2	復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足	8-2
	8-3	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	8-4
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	8-5
	8-5	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態	
	8-6	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化	
	8-7	液状化等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 5-4 資源循環型社会の構築			●	●
	1-6 良好な雇用環境の創造 2-5 支え合う地域福祉の構築 4-1 人を育む環境の充実 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進			●	●
	4-3 芸術・文化活動の振興 4-5 歴史と文化の継承			●	●
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興			●	●
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●
	2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 5-3 身近な生活環境の向上 6-2 活力ある土地利用の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●
	3-1 危機管理体制の構築 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-6 交通基盤の整備			●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		国の基本計画におけるプログラム
9. 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下	
	9-2	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態	

国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業・サービス業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●
	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●

VIII. 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定します。

- (1) 【産業分野】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
- (2) 【健康福祉分野】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり
- (3) 【防災・市民生活分野】安全で安心して暮らせるまちづくり
- (4) 【教育文化分野】富士山のように大きな心を持った人づくり
- (5) 【環境分野】富士山の恵みを大切にするまちづくり
- (6) 【都市基盤分野】富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり
- (7) 【協働・計画推進分野】雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり

IX. 施策分野ごとの推進方法

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方法により国土強靱化に資する施策に取り組むこととします。

- (1) 【産業分野】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
 - 観光地における防災対応力向上に向けた意識啓発
市、県、観光団体、自治会、警察、消防等の関係機関が連携し、観光地の防災対応力を向上させるため、観光地における危機管理の意義と重要性について、観光関係者の意識醸成を図ります。
 - 農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信
災害発生時における誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、迅速かつ的確に情報発信を行います。
また、市内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携体制の構築を促進します。
 - 農業水利施設等の整備・補強
農地や農業用施設の被害解消対策や、機能の低下した農業水利施設等の整備・補強を推進します。
 - 災害時の迂回路となる農道の整備
災害時の迂回路となる農道の整備を推進するとともに、多様な主体が管理する道路を把握、活用することにより、避難路や代替輸送路を確保する取組を促進します。
 - 雇用対策
被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、関係機関との連携を強化します。

(2) 【健康福祉分野】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

● 感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進します。

● 新たな生活様式への取組

新型コロナウイルスの全国的な発生を受け、感染拡大を防ぐために国が提唱した「新たな生活様式」への取組を促進します。

(3) 【防災・市民生活分野】安全で安心して暮らせるまちづくり

● 防災拠点施設の耐震化、防災機能の強化

防災拠点となる庁舎等の施設については、耐震性の確保や行政機能を維持するために必要な物資の備蓄、重要データのバックアップ機能の確保等に努めます。

● 業務継続に必要な体制整備

業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備します。

● 各種の実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、計画的に各種の実践的な訓練を行うことで業務の習熟を図ります。

● 災害時応援協定を締結する団体等との連携強化

支援物資の輸送等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との情報交換の機会の創出や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

また、緊急物資受入体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行います。

● 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、感染症防止対策、安全かつ迅速な避難のための避難路の整備、避難所となる施設の耐震化の推進、屋内外落下物・ガラス飛散対策、非常用電源の確保、危険度判定の実施体制強化などに取り組みます。

また、避難所生活によるストレスを軽減するため、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を検討します。

● 帰宅困難者対策

大規模災害発生時において、交通機関や観光施設、事業所等において、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておく必要性が生じることから、避難所の確保、飲料水や食料、緊急物資等の備蓄を促進します。

- 災害ボランティアの円滑な受け入れ
避難者等へきめ細かな支援を行う災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンター等との連絡体制の強化のための訓練を行います。
- ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化
エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化します。
- 事業所の防災対策の促進
防災出前講座の実施、施設の耐震化、設備・家具等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄など、事業所等の自主的な防災対策を促進します。
また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域の防災訓練等へ積極的な参加を呼びかけるなど、事業所と地域の安全確保を促進します。
- 防災意識の向上
市民一人ひとりが、自らの住む地域の危険を把握した上で、災害関係情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災マップの作成、出前講座の開催や、広報紙等を活用した啓発活動、学校等における防災学習の開催などを通して、防災意識の向上を図ります。
また、様々な機会を捉えて市民に対し、7日以上の食料、飲料水、携帯トイレの備蓄を呼びかけ、日常生活の中で準備できる備蓄方法の周知などに取り組みます。
- 地域防災訓練の充実
地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上、市民の防災意識の向上を図るため、富士山火山広域避難訓練、避難所運営訓練などの、市モデル区防災訓練を実施するとともに、防災リーダーの活用、学校・事業所などの地域防災訓練への参画を促進します。
また、各区で行われる防災訓練の実情を踏まえ、定期的な訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、行政、学校が連携し、児童・生徒の防災意識の高揚を図ります。
- 地区防災計画の策定促進
地域コミュニティにおける防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、市民や団体等が行う自発的な防災活動に関する、実効性のある地区防災計画の策定を促進します。
- 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止
公共施設において、大空間を有する建築物の天井の脱落や、エレベーターの閉じ込めを防止するための対策を推進します。

- 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保
大規模火災、同時多発火災、爆発等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育・訓練に努めます。
- 相談体制
生活の復興に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関へ円滑に引き継ぐ体制を整備します。
- 山地災害防止施設の整備、避難体制の整備
森林の適切な整備と保全を図るため、保安林の適正な配置と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と、荒廃した森林の再生を促進します。
また、県と連携し、山地災害危険地区からの避難体制の整備を推進します。
- 土砂災害警戒区域の警戒避難態勢の整備
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施など、県と連携したソフト対策を促進します。
- 復興事前準備の取組の推進
被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりのビジョンを予め検討しておく復興事前準備の取組を推進します。
- 外国人に対する危機管理体制
市内には多くの外国人が居住しているが、言語、文化・習慣の違い等により、防災知識や情報の伝達が困難なことにより、適切な避難行動が遅れることが想定されます。このため、防災に関する情報の多言語化、易しい日本語による情報発信、災害ボランティアによる通訳などにより、災害時のコミュニケーション支援を図ります。

(4) 【教育文化分野】 富士山のように大きな心を持った人づくり

- 学校施設の耐震化及び防災機能の強化
児童・生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を推進するとともに、非常用電源を導入するなど、防災上の機能強化を図ります。
また、被害状況により、児童・生徒を保護者へ引き渡すことが困難な場合に備え、飲料水、食料等の備蓄を推進します。
- 学校における防災教育の推進
いつ、どこで災害に遭遇しても、自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進します。

- 多彩なライフスタイルの実現

地域の自然、歴史、文化等の地域資源を活用して生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進し、誰もが価値観やライフステージに応じて、望むライフスタイルを選択できる環境を創出します。

- 文化財の耐震化・防火対策

文化財への被害を最小限に留めるため、文化財管理者による耐震、防火対策を促進します。

また、国（文化庁、国立文化財機構）、県、民間の文化財関係団体、ボランティア等による文化財救済体制の構築を検討します。

(5) 【環境分野】 富士山の恵みを大切にするまちづくり

- 新・省エネルギーの推進

太陽光、小水力、木質バイオマス等のエネルギーの地産地消を促進するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用を検討します。

- 災害廃棄物の処理体制の見直し

災害への対応力を高めるため、必要に応じて災害廃棄物処理計画を随時見直します。

- 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

水道水の安定供給を守り続けていくためには、水環境の保全が重要です。

上水道の供給の長期停止を防ぐため、浄水施設、配水池や基幹管渠の耐震化、給水車の配備等、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進します。

- 下水道施設の耐震化

快適な生活環境を確保していくためには、公共下水道の整備が重要です。

大規模災害発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を推進します。

(6) 【都市基盤分野】 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

- 中心市街地の整備

大規模地震などの自然災害から市民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住環境の整備等を促進し、中心市街地を整備します。

- 住宅・建築物の耐震化

想定される大規模地震による建物倒壊から市民の生命を守り、被害を軽減するため、県と連携した周知・啓発活動により、住宅・建築物の耐震化を促進します。

また、家具類の固定、ガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図ります。

- 老朽空き家対策

管理が不十分な空き家について、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発・指導など、老朽空き家対策を推進します。

- 被災建築物の安全確認

二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化します。

- 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査事業の推進

市内の官民境界調査により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進し、災害からの迅速な復旧を図ります。

- 緊急輸送路の耐震対策

緊急輸送路や物流道路、代替路・補完路などの整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土等の対策を推進します。

また、緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策を推進します。

- 道路復旧体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に復旧するため、関係機関との連携により資機材の充実、情報収集・共有・提供などの必要な体制整備を図ります。

また、災害時応援協定を締結する民間事業者等との情報交換の機会創出や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容を見直すなど、連携体制の強化を図ります。

(7) 【協働・計画推進分野】雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり

- 市民参画の推進による持続可能なまちづくり

事前の災害対策や発災後の復興期には、行政で担いきれない地域課題に取り組む市民活動や協働を推進する人材が必要です。市民活動団体の育成に努め、地域課題に主体的に取り組む人材の育成を推進します。

- 男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが活躍できるよう、自主防災組織との連携を促進します。

- 適正な維持管理による長寿命化

高度経済成長期に整備された社会インフラは老朽化が進行しており、これに起因した事故が全国で発生しています。市民の安全・安心の確保のため、既存インフラの適切な維持管理が必要なことから、施設ごとの長寿命化計画、維持管理計画に沿った、適正な補修、更新に取り組むことにより、社会インフラの長寿命化を推進します。

